

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領

平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号
最終改正 令和 8 年 4 月 7 日付け 7 農振第 3479 号

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿
北海道知事

農林水産省農村振興局長

第 1 趣旨

本事業の実施については、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業の内容等

要綱第 2 の交付対象事業の具体的な内容は、次に定めるとおりとする。

- 1 要綱第 2 の 1 の長寿命化対策の事業内容は、要領別表 1 によるものとする。
- 2 要綱第 2 の 2 の防災減災対策の事業内容及び実施要件は、要領別表 2 によるものとする。
- 3 要綱第 2 の 3 のため池の保全・避難対策の事業内容は、要領別表 3 によるものとする。
- 4 要綱第 2 の 4 の施設情報整備・共有化対策の事業内容は、要領別表 4 によるものとする。
- 5 本事業の対象とする施設は、原則として国営造成施設と一体となる農業水利施設等又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設等であることとする。ただし、農道にあっては、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線を含む。

第 3 事業実施主体

要綱第 4 の農業者等の組織する団体とは、都道府県土地改良事業団体連合会（要綱第 2 の 3 のため池の保全・避難対策又は第 2 の 4 の施設情報整備・共有化対策を実施する場合に限る。）、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業協同組合連合、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織とする。

第4 事業の実施区域等

要綱第3の1の農村振興局長が別に定める条件は、以下のとおりとする。

- 1 生産した農産物を直売所等で販売することにより、地元での消費の促進に寄与しているような農地が受益地内にあること。
- 2 市民農園等、都市住民が農作業を体験できる農地が受益地内にあること。
- 3 防災協力農地等、防災機能の発揮に向けた取組が行われている農地が受益地内にあること。

第5 長寿命化・防災減災計画

要綱第5の長寿命化・防災減災計画（以下「計画」という。）の作成等については、次に定めるとおりとする。

- 1 計画の作成に当たっては、交付対象事業の事業実施主体その他関係機関と十分に調整を図るものとする。
- 2 計画の提出に当たっては、別記参考様式第1号を参考とするものとする。

第6 事業の申請

- 1 要綱第7の2の審査は、以下に掲げる条件に照らして行うものとする。
 - (1) 計画の目的は、計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標であること。
 - (2) 計画の目的の実現状況等を評価するための目標が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業が適切に実現されていること。
 - (3) 計画の目的及び目標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。
 - (4) 都道府県等が作成する農業振興地域整備計画や国土強靱化地域計画等の関連する計画との整合を図ること。また、機能保全計画や施設長寿命化計画が策定されている場合は、当該計画との整合を図ること。
 - (5) 早期の効果発現の観点から、交付対象事業が計画通りの工期内で完了することが見込まれるものであること。
 - (6) 農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるもの（以下「防災重点農業用ため池」という。）の対策については、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第5条に基づく防災工事等推進計画に位置付けられたものを対象とする。
- 2 要綱第7の1の計画認定申請書は別記様式第2号、要綱第7の2の計画認定通知書は別記様式第3号によるものとする。
- 3 要綱第7の4の農村振興局長が別に定める変更とは、次に定めるとおりとする。
 - (1) 計画の廃止

- (2) 計画の期間の変更
- (3) 計画の目標の変更
- (4) 交付対象事業の全体事業費の 30 パーセント以上の増減
- (5) 交付対象事業の新設又は廃止
- (6) 交付対象事業に要綱別表の区分の欄の 2 の (3) のイの事業が含まれる場合にあっては、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2713 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）別表の区分の欄の「実施要綱第 2 の 2 の防災減災事業に該当するもの」の (3) のイの 2 に定める助成額の上限の変更

第 7 達成状況の報告

要綱第 8 の計画の目標の達成状況の地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）への報告は、別記様式第 4 号によるものとする。

第 8 助成

要綱第 9 の農村振興局長が別に定める経費とは、別記に掲げる費用とする。

第 9 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和 2 年 11 月末日までに要綱第 7 に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。
 - (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等に直接供給できる機能を有すること。
 - (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

第 10 その他

- 1 本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）附則第 2 条第 1 項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の届出又は同法第 4 条第 3 項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。
- 2 浸水想定区域図（ため池が決壊した場合の浸水想定範囲を明示した図をいう。以下同じ。）を作成した場合は、当該浸水想定区域図の電子データを地方農政局長等に速やかに提出すること。
- 3 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 4 本事業により整備された暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。
- 5 本事業により確保した農業用排水施設のスペア資材は、事業実施主体以外の農業用排水施設を管理するものが突発事故等の復旧の用に供することを目的として譲渡、交換又は貸付けすることができるものとする。
- 6 都道府県以外が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、事業実施主体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 7 本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。
- 8 本事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第 5 号）をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。
- 9 要綱別表の区分の欄の 2 の(1)のア及び(3)のイのうち、被災を契機に廃止することとなったため池において、二次災害を防止するため、交付決定の前に緊急に応急対策を行う必要がある場合には、その理由を具体的に明記した応急対策着手届（別記様式第 6 号）を要綱第 7 に規定する計画認定申請書等に添えて、地方農政局長等に提出するものとする。
- 10 事業実施主体は、8 の交付決定前着手届又は 9 の応急対策着手届を提出し、交付決定前に着手した場合には、交付要綱の規定による交付金交付申請書（別記様式第 1 号）の 2 の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届又は応急対策着手届の文書番号を記載するものとする。
- 11 要綱別表の区分の欄の 1 の(1)のア及び 2 の(1)のイに係るものについて、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の者による一連の行為により受益

地の 10 分の 1 以上（その受益地の面積が 100 ヘクタールを超えるときは、受益地のうち 10 ヘクタール以上）の転用が行われた場合には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。

- (1) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 26 条第 1 項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
- (2) 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が交付金を返還させないことを相当と認める場合
- (3) (1) 及び (2) のほか、地方農政局長等が農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

12 9 により交付金の返還措置を講ずる場合の交付金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{交付金返還額} = A \times C / B$$

A：返還対象交付金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

13 要綱の附則で定める農村振興局長が別に定める事業とは、別表 2－1 の区分 4 に掲げる事業とする。また、事業対象は、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号）別紙 4－1 第 2 の 2 及び別紙 4－2 の取扱い 2 第 2 の 1 の (11) に掲げる事業により整備された農業集落排水施設に接続する場合に限るものとし、事業期間は令和 9 年度までとする。

14 事業実施主体が土地改良法第 111 条の 9 第 2 号の規定に基づき、土地改良事業の工事（調査・計画・設計・積算や工事発注・進捗管理等）を土地改良事業団体連合会に委託する場合、当該委託経費は別記の 1 のア、イ又はオから支弁するものとする。

15 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないとき、又は埋立によるため池の廃止を行うときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 要領第 6 の 1 の (6) の都道府県ため池対策実施計画の策定は、令和 2 年度新規採択地区から作成するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正規定は、令和 2 年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和元年度以前の歳出予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前のおりとする。

附 則

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 の 13 の改正規定については、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和 6 年 1 月 26 日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。

別記

- 1 工事費（事業実施主体が、事業実施に係るマネジメントの一部又は全部を委託する場合の委託経費を含む。）
 - ア 純工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）
 - イ 測量設計費
 - ウ 用地費及び補償費
 - エ 船舶機械器具費
 - オ 全体実施設計費
 - カ 換地費
- 2 調査・調整費

要領別表 1（長寿命化対策）

対策 種類	交付対 象事業	事業内容	実施要件
(1) 長 寿 命 化 対 策	ア 水利施 設整備	(ア) 農業用排水施設及び附帯する施設の新設、廃止又は変更 (イ) (ア)のうち排水機場、排水樋門、排水路等の排水施設の整備と一体的に行う暗渠排水の変更 (ウ) (ア)と一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設、地域防災施設又は渇水対策施設の整備 (エ) (ア)と一体的に行う国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業用排水施設のうち、当該国営事業が完了後も関連事業が完了しない等のため残存しているものの撤去 (オ) (ア)と一体的に行う給水栓、ゲート、分土工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備 (カ) (ア)又は保管施設の整備と一体的に行う農業用排水施設のスペア資材の確保	(カ) 以下の全ての条件を満たすスペア資材であること。 ①市販されていないもの ②耐用年数1年未満の消耗品でないもの ③農業用排水施設本体を構成する資材であり、施設機能の発揮に不可欠なもの

対策 種類	交付対 象事業	事業内容	実施要件
			④突発事故等の復旧に活用されることで、復旧までの期間の短縮が図られ、営農、地域の経済活動及び生活機能への大きな影響の軽減が図られるもの ⑤施設管理者等が策定する業務継続計画等に位置付けられている資材で、同計画等に定める必要数量の範囲内であること ⑥突発事故等の復旧に活用する際に農業用排水施設の機能を確実に回復することができるよう、適切に保管できると認められるもの
	イ 農道施設整備	機能保全のための農道施設整備	以下の全ての要件を満たすこと。 (ア) 次の条件のいずれかに該当する路線であること。 (a) 災害発生後に点検が必要な農業用ダム、防災重点農業用ため池等の農業用施設その他公共施設に到達するための農道で、ほかに迂回路がないもの (b) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画に位置づけられた、避難路、迂回路、緊急輸送道路等の防災上重要な経路を構成するもの (イ) 全幅員がおおむね 4 メートル以上であること。 (ウ) 整備される農道の路線若しくは区間又は機能（以下「路

対策 種類	交付対 象事業	事業内容	実施要件
			線等」という。) が都道府県道又は市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものであること。
	ウ 機能保 全計画 策定等	要領別表 1 の交付対象事業（以下「交付対象事業」という。）の欄に掲げるア又はイと併せて行う、農業用排水施設等に関する機能保全計画又は施設長寿命化計画の策定（計画の策定に必要な機能診断を含む。）	
	エ 実施計 画策定	交付対象事業の欄に掲げるア又はイと併せて行う以下のもの (ア) 施設の整備に係る地域の諸条件等の調査及び実施計画の策定 (イ) 水管理方法の技術的検討、魚道の整備に係る調査、事業構想の策定等 (ウ) その他地域の水管理上必要となる調査・計画の策定	
	オ 水利用 調査・ 調整	交付対象事業の欄に掲げるアと併せて行う以下のもの (ア) 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等 (イ) 関係農家の意向調査、関係機関との調整等の活動	
	カ 土 地利用 調整	交換分合、貸借、利用権設定等による田寄せ・畑寄せの調整	
	キ 耐震性 点検・ 調査	交付対象事業の欄に掲げるアと併せて行う、過去に大規模地震が発生したことがある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域において実施す	

対策 種類	交付対 象事業	事業内容	実施要件
		る農業用排水施設の耐震性調査	

要領別表 2（防災減災対策）

対策 種類	交付対 象事業	事業内容	実施要件
(1) 自 然 災 害 等 対 策	ア ため池 整備	(ア) 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備	(ア) 防災重点農業用ため池又は施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であること。
		(イ) 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修	(イ) 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがあるため池等を対象とし、過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域で行うものであること。
		(ウ) 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、ため池の廃止（被災を契機に廃止することとなったため池の堤体の開削など二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設	(ウ) ①ため池のしゅんせつ工事にあっては、ため池の安全性を損なわないものとし、貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント以上であること。 ②ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件の全てに該当するものとする。 (a) 埋立てにより土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋め立てる場合を除く。 (b) 事業実施主体は、事業実施に先立ち、廃止後の維持管理を行う者（ため池の所有者又は管理者等）と、次の事項を予め確認していること。

		の整備	①常時及び非常時の見回り方法 ②開削部等に異常が確認された場合の対応方法 (c) 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないものであること。
イ 湛水防 除	(ア) 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、過去に応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う農業用排水施設の新設又は改修	(ア) 次の条件のいずれかに該当する地区であること。	①排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変化のため著しく排水不良となった地区 ②事業の施行に係る地域において、受益戸数のうち農家戸数以外の戸数が占める割合又は受益面積のうち農地以外の土地の面積が占める割合が5分の1以上である場合で、しばしば湛水被害を受ける地域 ③地盤沈下等により湛水被害の著しい地域 ④受益面積と流域面積との比が著しく大きく（3倍以上）、負担に耐えないもの
	(イ) 排水施設の一元管理を必要とする地域で、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（(ア)と併せ行うものを除く。）	(イ) 以下の全ての条件を満たす地区であること。	①排水施設整備工事によって造成された施設を主たる対象とするもの ②同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設によって排水される河川等をいう。）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域において実施するもの ③防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修を単独で実施するもの
	(ウ) (ア)により整備された農業用排水施設の耐用年数が経過し		

		た以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更	
ウ 地盤沈下対策	地盤の沈下（地下水（水溶性天然ガスを含む。）の採取に起因して生じたものに限る。）を防止するため、地下水の採取が法令等（地方公共団体の条例を含む。）により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備	当該農業用排水施設における地盤の沈下に起因して生じた機能低下率がおおむね30パーセント以上のものとする。ただし、次のいずれかに該当する整備を実施する場合にあっては、この限りでない。 (ア) 水源を地下水以外のものに転換するために行う農業用排水施設の新設及び変更 (イ) 地盤沈下対策により整備された農業用排水施設又は地盤沈下対策を目的として実施した事業により整備された農業用排水施設にあって、自然的・社会的状況の変化等による当該施設の機能低下を防止するために行う当該施設の変更 (ウ) (イ)の地盤沈下対策を目的として実施した事業とは、以下の要件を満たすものとする。 ①地盤の沈下に起因した機能低下に対応又は水源を地下水以外のものに転換するために実施されていたものであること。 ②地下水の採取が法令等により制限されていた地域で実施されていたものであること。 ③国費が投入され、昭和50年以前に着手されていたこと。	
エ 農業用排水施設整備	(ア) 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する農業用排水施設の新設、変更又は附帯施設の	(ア) 頭首工、樋門、用排水機場及び水路の整備にあっては、流域又は河状の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により、周辺の農用地等に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの及びこれらと一連の施設で分離して施行するこ	

		整備	とが当該施設の効用上困難又は不適当なものに限る。なお、維持管理に係るものは除くものとする。
		(イ) 他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更	(イ) 施設長寿命化計画に基づく機能保全対策を実施する場合にあつては、(ア)にかかわらず、湛水防除等の農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路であつて、施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生ずるおそれがあるもの、あるいはそれらと一連の施設であつて、分離して機能保全対策を実施することが当該施設の効用上困難又は不適当なものに限る。
		(ウ) 地震による被害が生じた場合に、施設周辺地域への影響が大きい農業用排水施設の耐震改修	(ウ) 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域で行う事業であること (エ) 農業用排水施設のうち、以下のいずれかの施設周辺地域への影響が大きい重要な構造物 ①施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設 ②地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設 ③地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設
オ	土砂崩壊防止	土砂崩壊の危険が生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う農業用排水施設等の整備及びこれに関連する整備	(ア) 頭首工、樋門、用排水機場及び水路の整備にあつては、流域又は河状の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により、周辺の農用地等に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの及びこれらと一連の施設で分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものに限る。なお、維持管理に係るものは除くものとする。 (イ) 施設長寿命化計画に基づく機能保全対

			策を実施する場合にあつては、(ア)にかかわらず、湛水防除等の農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路であつて、施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生ずるおそれがあるもの、あるいはそれらと一連の施設であつて、分離して機能保全対策を実施することが当該施設の効用上困難又は不適當なものに限る。
カ 特定農業用管水路等特別対策	(ア) 石綿等（石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する石綿等という。）が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適當な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更	(ア) 変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が 50 パーセント以上のものとする。	
	(イ) (ア)の農業用排水施設と一体となって機能を発揮する農業用排水施設の変更		
	(ウ) 石綿等が使用されている農業用排水施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該農業用排水施設の変更		
キ 農業用	農業用河川工作物（以下「工作物」とい	事業を実施するにあつては、次のいずれかに該当するものとする。	

河川工作物応急対策		う。)の整備補強、撤去又は撤去に伴う農業用排水施設の整備	(ア) 工作物の構造が不適當又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。 なお、対策基準とは、「農業用河川工作物の応急対策について（昭和52年7月19日付け52構改D第516号（設）構造改善局長通知）」の別添覚書の別紙「河川管理施設等応急対策基準」によるものとし、当該通知の適用に当たっては、当該通知の別添覚書中「ため池等整備事業」とあるのは「農業用河川工作物応急対策事業」と読み替えるものとする。 (イ) 工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。
ク 施設 撤去 ・ 廃止		(ア) アのため池の廃止及びキの農業用河川工作物の撤去を除く用途廃止された農業用排水施設並びに農道の撤去及び廃止	以下の全ての要件を満たす農業用排水施設等であること。 (ア) 撤去・廃止によって、突発事故等による人命・財産等への影響を軽減できること。 (イ) 撤去・廃止によって地区全体の将来的な維持管理コストを縮減できること。
		(イ) 合併浄化槽転換により用途廃止となる農業集落排水施設の撤去	以下の全ての要件を満たす農業集落排水施設であること。 (ア) 都道府県が策定する広域化・共同化計画等において、撤去を行う農業集落排水施設の再編方針が定められていること。 (イ) 「広域化・共同化計画策定マニュアル」等に基づき、合併浄化槽への転換等による維持管理費削減効果等が算定され

			ており、当該施設を撤去する必要性が明確であること。 (ウ) 撤去によって、突発事故等による人命・財産等への影響を防止できるものであり、以下①、②のいずれかの要件に該当すること。 ①施設周辺に主要道路や鉄道があり、施設の損壊、機能停止等が発生した際、人命・財産等への影響が大きいもの ②地域防災計画によって避難路等に指定されている道路に埋設されているなどにより、施設の損壊、機能停止等が発生した際、避難・救護活動への影響が大きいもの
ケ	水質保全対策	水質保全等を目的とした農業用排水施設及び水質保全施設の整備で要領別表 2-1 に掲げるもの	
コ	利活用保全	農業用排水施設の利活用保全のために必要な生態系保全施設、地域防災施設、渇水対策施設の整備	要領別表 2 の対策種類の (1) の交付対象事業の欄に掲げるアからオまでと併せ行うもの若しくは過去に実施したもの又は渇水対策施設の整備であって以下の要件を満たすものを対象とする。 (ア) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。 (イ) 次のいずれかに該当する地域における施設整備であること。 ①直近 10 年間に於いて、当該地域が属する水系における水利調整を行う組織の決定等により、一定期間の取水量の減量等を行ったことがあること。 ②直近 10 年間に於いて、他種利水者等関係機関からの申入れ等を踏まえ、渇水調整に係る活動を行ったことがあること。 ③直近 10 年間に於いて、当該地域又は水源地域の連続干天日数（日雨量 5 mm 未満）が 20 日以上又は 30 日間の総雨量

			が 100mm 以下となったことがあること。 ④湧水に係る情報連絡会を設置し対策に取り組むなど、都道府県が特に必要と認めること。
サ 農道施設整備	農道施設の耐震化対策及び防災上の観点から行う危険箇所の整備		以下の全ての要件を満たすこと。 (ア) 次の条件のいずれかに該当する路線であること。 (a) 災害発生後に点検が必要な農業用ダム、防災重点農業用ため池等の農業用施設その他公共施設に到達するための農道で、ほかに迂回路がないもの (b) 地域防災計画に位置づけられた、避難路、迂回路、緊急輸送道路等の防災上重要な経路を構成するもの (イ) 全幅員がおおむね 4 メートル以上であること。 (ウ) 整備される農道の路線等が都道府県道又は市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものであること。
シ 機能保全計画策定等	農業用排水施設等に関する機能保全計画又は施設長寿命化計画の策定（計画の策定に必要な機能診断を含む。）		要領別表 2 の対策種類の (1) の交付対象事業の欄に掲げるアからサまで及び同対策種類の (3) の交付対象事業の欄に掲げるイのうち 1 以上と併せて行うもの。 ただし、本別表の対策種類の欄の (1) の交付対象事業の欄に掲げるセのうち防災重点農業用ため池の耐震性点検・調査については、この限りではない。
ス 実施計画策定	施設の整備に係る地域の諸条件等の調査及び実施計画の策定		
セ 耐震性点検・調査	過去に大規模地震が発生したことの地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域において実施する農業用排水施設等の耐震性調査		
ソ 安全度評価	大規模自然災害が発生した地域における農業用排水施設等の機		

		能を診断する、又は今後の災害を未然に防止するために緊急的に必要な点検・調査、補修等	
(2) 危機管理 対策	ア 危機管理システム等整備	(ア) 農業用排水施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備 (イ) 農業用排水施設における危機管理向上施設の整備 ①雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備 ②農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動	
(3) ため池 防災	ア 緊急的な防災対策	ため池の防災機能を確保するために必要な、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施	防災重点農業用ため池を対象とする。
	イ	ため池を廃止するた	以下のすべての条件を満たす地区である

環境整備	地域防災上のリスク除去	めの堤体の撤去、貯水池の埋立て、護岸、下流水路等の整備（被災を契機に廃止することとなったため池の堤体の開削など二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）	こと。 (ア) 防災重点農業用ため池であって、想定被害額（農外）が500万円以上のもの (イ) 廃止に伴い水路等の施設整備を伴うもの (ウ) 埋立てによる廃止の場合は、開削（附帯施設の整備等を含む。）によるものより経済的であって、かつ、造成される土地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く。 (エ) 事業実施主体は、事業実施に先立ち、廃止後の維持管理を行う者（ため池の所有者又は管理者等）と、次の事項を予め確認していること ①常時及び非常時の見回り方法 ②開削部等に異常が確認された場合の対応方法 (オ) 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないものであること。
	ハード整備の着手促進	防災重点農業用ため池等における、ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施。なお、所有者を確定するための申立てとは、不在者財産管理人の選任の申立て、土地の権利者が死亡している場合の相続財産管理人の選定の申立て等をいう。	

(4) 流域治水対策	ア 農業用排水施設整備	流域治水対策のための農業用排水施設の新設、変更	流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設又はこの施設と一体的に効用を発揮する施設
	イ 危機管理システム等整備	流域治水対策のための水位計等の観測設備の設置、遠隔監視システム等の新設、変更	流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設の機能発揮に必要な施設
	ウ 附帯安全施設整備	流域治水対策のための防護柵、避雷針等の附帯施設の新設、変更	流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設の操作に必要な附帯施設
	エ 管理体制強化対策	流域治水対策のための施設の操作規程や操作マニュアルの策定又は豪雨による流入予測等の調査、上記アからウまでに係る調査及び実施計画の策定	要領別表 2 の対策種類の (4) の交付対象事業の欄に掲げるアからウまでのうち 1 以上と併せて行うもの。

要領別表 2－1（水質保全対策関連）

区分	工種	内容	実施要件
			区分 1 及び区分 2 の事業を実施しようとするときは次のいずれかを満たすこと。 (a) 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、要領別表 2-2 の条件に該当する地域で行う事業。ただし、要領別表 2-2 のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、農業用水に関する項目及び基準値（以下「都道府県農業用水基準」という。）について、当該都道府県を単位として定め、要領別表 2-2 に代えることができるものとする。 (b) 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業
1 農業 用排水 施設	(1) 水質 汚濁等 に起因 する障 害を除	ア 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する障害が生じている場合に、障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、	アに掲げる要件に該当する場合であっても、障害発生につき原因者による補償が可能であるもの又は通常の維持管理を怠ったことがその障害の発生の原因

整備	去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更	廃止又は変更 (ア) 人の健康を損なうおそれがある有害な農畜産物が生産されていること。 (イ) 農作物等の生育が阻害されていること。 (ウ) 農作業の能率の低下を来していること。 (エ) 施設の管理に支障を来していること。 イ 現にアの(ア)から(エ)までに掲げる障害は生じていないが、応急的な防止措置を実施しなければ容易にそれら障害が発生すると推定される程度の水質汚濁が生じている場合に行う農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更	となっていることが明らかであるものについては、水質保全対策事業としては実施しないこととする。
	(2) 水質浄化施設整備	ア 水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備	次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たしている地域とする。 (a) 農業用排水の水質汚濁により農作物に被害等が生じているか又は生ずるおそれのある地域 (b) 農業用排水の水質汚濁により農業用排水施設の維持管理費の増嵩等農作業に支障が生じているか又は生ずるおそれのある地域
	(3) 処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備	
	(4) 併せ	区分の1の工種の(1)から	

	行う施設整備	(3)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備	
2 水質保全施設整備	(1)水質浄化施設整備	ア 水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備	農村地域及び公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条に規定するものをいう。）における水質汚濁が環境保全上及び農業利水上問題となっている地域を対象としており、次に掲げる(a)から(c)までのいずれかの地域であること。 (a) 住民又は地方公共団体から水質汚濁について苦情や改善要望等が寄せられている地域 (b) 農業用排水の水質が排水先の公共用水域の水質環境基準等を満足していない地域 (c) その他農村地域の環境保全について農村振興局長が特に必要と認める地域 本事業を実施しようとするときは、要綱第 7 に基づく事業の申請等とあわせて（注 1） 1 の書類を提出するものとする。
	(2)処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備	
	(3)環境保全施設整備	水質浄化施設と一体的に整備することで農村環境や自然環境等の保全に資するための施設整備	
	(4)面源負荷抑制施設整備	非特定汚染源となる農地や農業用排水路等からの負荷流出を抑制するための循環かんがい施設、漏水防止シート、浄化型暗渠排水、自動給水栓、節水かんがい施設、土層改良のための施設、その他負荷抑制に資する施設の整備	
	(5)併せ行う施設整備	区分の 2 の工種の(1)から(4)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用	

		排水施設、その他の施設整備	
3	水質保全施設改修工事	区分の1又は2に掲げる事業で整備された施設における自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するために行う当該施設の変更	事業を実施しようとするときは、管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であること。
4	農村環境水質保全整備 単独処理浄化槽転換整備	特定既存単独処理浄化槽を撤去し、農業集落排水施設に接続するために必要な以下の整備 ①末端受益1戸までの本体管路及び公共ますの整備 ②特定既存単独処理浄化槽の撤去、接続管路の整備	農業集落排水事業計画区域において、浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）第12条の5に規定された公共浄化槽の設置計画を策定した区域であり、市町村が管路等を市町村財産として整備及び管理する場合に限る。また、以下iの(a)から(f)までのいずれかの地域に該当し、ii及びiiiの要件を満たすこととする。 i (a)農業集落排水施設の接続率が50%以下の市町村であること。 (b)市町村が自ら行う特定既存単独処理浄化槽の廃止・転換に関する市町村単位の実施計画（以下「転換計画」という。）を定めていること。 (c)湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域であること。 (d)水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2により指定された地域であること。 (e)水質汚濁防止法第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点区域であること。

			(f) 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成 14 年法律第 120 号）第 2 条に定める有明海及び八代海等の流域であること。 ii 浄化槽法附則第 11 条に基づき、都道府県知事が除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導を行う特定既存単独処理浄化槽であること。 iii 特定既存単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水施設へ接続することについて地域の合意が得られていること。 i の(b)の地域において本事業を実施しようとするときは、要綱第 7 に基づく事業の申請等とあわせて（注 2）の転換計画を提出するものとする。
--	--	--	---

（注 1）

1. 農村地域水質保全計画は、次に定めるところによるものとする。

(a) 都道府県知事は、農村地域及び公共用水域における水質汚濁が環境保全上及び農業利水上問題となっている地域を対象として、農村の現状、公共用水域の水質保全計画等（湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 4 条第 1 項に規定する湖沼水質保全計画、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 3 第 1 項に規定する総量削減計画及び環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき定められた水質の汚濁に係る環境上の条件について人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。)) を勘案して農村地域水質保全計画を作成するものとする。

(b) 農村地域水質保全計画の内容は次のとおりとする。なお、この計画を作成する場合には、あらかじめ費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとする。

（i）農村地域水質保全計画の目的

（ii）流域内の水質の現状

（iii）汚濁の原因

（iv）水質保全の目標

- a. 水質保全の目標
- b. 水質基準
- c. 環境に対する影響及び効果
- (vi) 水質保全を図るための施設整備の概要
- (vii) 附帯施設整備の概要
- (viii) 関連他事業の内容
- (ix) 施設維持管理予定者
- (x) 施設維持管理方法
- (c) (b)の(iv)の b の水質基準は、環境基準その他都道府県知事が必要と認める事項を基本とするとともに、次に掲げる事項に十分留意して作成するものとする。
 - (i) 当該農業水利施設の現在の利用目的及び将来の利用目的の推移に配慮すること。
 - (ii) 当該農業水利施設の水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
 - (iii) 当該農業水利施設の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
 - (iv) 水質保全の目標達成のための施策との関連に注意すること。
 - (v) 当該農業水利施設からの排出先である公共用水域において指定されている水域類型の環境基準を考慮すること。

2. 都道府県農業用水基準（都道府県農業用水基準を定める場合）

都道府県知事が策定する都道府県農業用水基準の内容は、次のとおりとする。

- (a) 要領別表 2-2 によらない理由
- (b) 水質基準及びその根拠

（注 2）

転換計画の内容は、次のとおりとする。

- (a) 市町村における単独処理浄化槽の現状（残存基数、周辺環境に及ぼす影響）
- (b) 市町村における単独処理浄化槽の廃止・転換に向けた方針
- (c) 浄化槽法に基づく、浄化槽処理促進区域の指定、都道府県知事による除却等に関する指導状況
- (d) 特定既存単独処理浄化槽の廃止及び転換計画数（残存基数、合併処理浄化槽への転換基数、農業集落排水施設への接続基数、廃止基数）

要領別表 2－2（水質保全関連）

ア 農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度（pH）	6.0 以下又は 7.5 以上	日本産業規格 K0102（以下「規格」という）12・1 に掲げる方法
化学的酸素要求量（COD）	6 mg/1 以上	規格 17 に掲げる方法
無機浮遊物質（SS）	100 mg/1 以上	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示 59 号（以下「環告 59」という）附表 6 に掲げる方法
溶存酸素（DO）	5 mg/1 以下	規格 32 に掲げる方法
全窒素濃度（T-N）	1 mg/1 以上	環告 59 附表 7 に掲げる方法
砒素	0.05 mg/1 以上	規格 61 に掲げる方法
シアン	検出されること	規格 38・1・2 及び 38・2 又は 38・1・2 及び 38・3 に掲げる方法
アルキル水銀	〃	環告 59 附表 4 の第 1 及び第 2 に掲げる方法
有機リン	〃	環告 59 附表 1 及び 2 又は規格 31・1 に掲げる方法
カドミウム	0.01 mg/1 以上	規格 55・2 に掲げる方法
鉛	0.1 mg/1 以上	〃 54・2 〃
クロム	0.05 mg/1 以上	〃 65・2 〃

イ 農業排水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度（pH）	6.0 以下又は 8.5 以上	規格 12・1 に掲げる方法
生物化学的酸素要求量（BOD）	10 mg/1 以上	規格 21 に掲げる方法
浮遊物質（SS）	ゴミ等の浮遊が認められること	環告 59 附表 6 に掲げる方法
溶存酸素量（DO）	2 mg/1 以下	規格 32 に掲げる方法

要領別表 3（ため池の保全・避難対策）

対策種類	交付対象事業	事業内容
(1)ため池の保全・避難対策	ア ハザードマップ作成	防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成及び作成のために必要な調査、試験、測量等であって、次に掲げる事項に努めること。 (ア) ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを図面、ホームページ、看板等により、関係住民等に速やかに周知すること。 (イ) ハザードマップ作成に当たっては、ワークショップの開催等により関係住民等との意見交換を行うこと。
	イ 監視・管理体制の強化	防災重点農業用ため池において実施する、 (ア) 地域住民の参加による活動を通じたため池保全に対する地域の防災意識の醸成に必要となる監視・管理に必要な技術習得に資する研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等 (イ) 地域（市町村単位）又は県単位を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動
	ウ 減災対策の実施	防災重点農業用ため池において実施する、地域における減災の意識を醸成するために必要なハザードマップを活用した防災訓練等

要領別表 4（施設情報整備・共有化対策）

対策種類	交付対象事業	事業内容
(1)施設情報整備・共有化対策	ア 農業水利施設情報等の地理情報システム化	地域計画が策定されている地域又は策定に向けて取り組む地域の農地を受益農地とする農業水利施設等の施設諸元情報、受益農地情報及び背景地図の地理情報システムへの搭載

別記参考様式第 1 号

長寿命化・防災減災計画

<計画の名称>
〇〇計画

<計画主体>
〇〇県

<計画の期間>
〇年度～〇年度

第 1 地域の概要

- ・地域農業の現状、基礎情報（地形、地質、気象）既往の被害、排水状況（土地利用の変動状況）、農業水利施設等の現状（老朽化、耐震性）、周辺の住宅や公共施設の状況 等
- ・生産緑地又は市街化調整区域で事業を実施する場合、受益地内に実施要領第 4 に規定する条件のいずれに該当するか記載

第 2 課題及び事業の目的

- ・老朽化、災害に関する地域の課題、水管理、維持管理上の課題、施設機能を総合的に発揮させるため必要となる整備の実施方針（長寿命化、防災減災）及び期待される効果 等

目標

【目標】〇〇川右岸における△△用水路の機能保全計画策定・長寿命化

【評価指標】機能保全計画を策定する用水路 〇〇km

【目標】〇〇地域における洪水被害の防止

【評価指標】湛水被害が防止される面積 〇ha（防災受益面積） など

交付対象事業

対策名	交付対象事業名	事業内容（工種）	地区名	事業実施主体	関係市町村	受益面積[ha]	事業量	工期	総事業費	受益者数	備考
（記載例）											
長寿命化対策	機能保全計画策定等	用水路機能診断・計画策定	△△地区	□□市	□□市	—	L=〇km	H30	〇千円	—	
長寿命化対策	水利施設整備	用水路補修	△△地区	〇〇県	□□市	△ha	L=〇km	R1-R3	〇〇千円	〇者	
防災減災対策	農業用排水施設整備	排水路整備	△△地区	〇〇県	◇◇町	△ha	L=〇km	R1	〇〇千円	〇者	
ため池の保全・避難対策	ハザードマップ作成	ハザードマップ作成	△△地区	〇〇県	◇◇町	—	N=3 箇所	R1	〇千円	—	
施設情報整備・共有化対策	農業水利施設情報等の地理情報システム化	施設情報の地理情報システム化	△△地区	〇〇県	□□市	△ha	—	R3	〇千円	—	
合計（計画全体）			5 地区						〇〇千円		

注 1：農業用排水施設等のスベア資材の確保を実施する場合は、資材を位置付けた業務継続計画書等及び必要数量がわかる図面等を添付する。

注 2：長寿命化・防災減災計画の変更及び達成状況の報告について、変更箇所は二段書とし、変更前を上段に括弧書き、変更後の内容を下段に追記する。

注 3：要領別表 2 の(1)の対策種類の(1)の交付対象事業の欄に掲げるクを実施する場合は、第 2 の期待される効果として突発事故等による人命・財産等への影響の軽減及び地区全体の将来的な維持管理コストの縮減について記載する。また、当該施設の用途廃止の承認書類等を添付する。

注 4：施設情報整備・共有化対策については、農業水利施設等の受益農地と地域計画が策定されている地域又は策定に向けて取り組む地域との位置関係を示した資料を添付する。

注 5：流域治水対策については、流域治水プロジェクト等に位置付けられていることを示す資料を添付する。

注 6：土地利用調整を実施する場合は、水管理労力軽減や維持管理コスト低減の見込みがあることを示す資料を添付する。

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業水路等長寿命化・防災減災事業
長寿命化・防災減災（変更）計画 認定申請（報告）書

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官依命通知）第 7 の 1（変更の場合は要綱第 7 の 4）の規定に基づき、長寿命化・防災減災計画を添えて申請（変更の場合は報告）します。

記

計画名	計画作成主体	計画の工期	計画の全体事業費
〇〇計画	〇〇県	H30～R2	〇〇百万円
〇〇計画	〇〇市	H30～R4	〇〇百万円

番 号
年 月 日

農業水路等長寿命化・防災減災事業
長寿命化・防災減災計画 認定通知書

都道府県知事 殿

（農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記計画について、認定したので通知する。

記

計画名	計画作成主体	計画の工期	計画の全体事業費
〇〇計画	〇〇県	H30～R2	〇〇百万円
〇〇計画	〇〇市	H30～R4	〇〇百万円

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業水路等長寿命化・防災減災事業
長寿命化・防災減災計画 達成状況報告書

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官依命通知）第 8 の規定に基づき、長寿命化・防災減災計画の達成状況を添えて報告します。

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業水路等長寿命化・防災減災事業
交付決定前着手届

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号農林水産省農村振興局長通知）第 10 の 8 の規定に基づき、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと

別紙

- 1 長寿命化・防災減災計画の名称
- 2 事業名（事業メニュー、地区名）
- 3 着手予定年月日
- 4 完了年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業水路等長寿命化・防災減災事業
応急対策着手届

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号農林水産省農村振興局長通知）第 10 の 9 の規定に基づき、別紙事業について、下記条件を了承の上、応急対策に着手したいので提出します。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと

別紙

- 1 長寿命化・防災減災計画の名称
- 2 事業名（事業メニュー、地区名）
- 3 着手予定年月日
- 4 完了年月日
- 5 応急対策を必要とする理由